

全 建 労 発 第 7 5 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社 団 法 人 全 国 建 設 業 協 会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止
のためのガイドライン」について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離即則」という。）及びこれに基づく厚生労働大臣告示を公布し、平成24年1月1日から施行することになっているところですが、この度、除染等業務における放射線障害防止対策のより一層的確な推進を図るため、別添のとおり「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員にたいしまして、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止の他、住民、ボランティア等にご活用いただけますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上